三　自動車等の運転について必要な適性に関する調査で運転適性検査器材を用いた検査又は筆記による検査によるものに基づく指導を含むものであること。	三　［略］
二　一以外の場合	［14・15　略］
一　教本、自動車等、運転シミュレーター、運転適性検査器材、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。 二　自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース若しくは道路における自動車等の運転若しくは運転シミュレーターの操作をさせることにより行う検査、運転適性検査器材を用いた検査又は筆記による検査によるものに基づく指導を含むものであること。	

16　公安委員会は、第四項第一号の表の第二欄に掲げる大型車講習、中型車講習、準中型車講習若しくは普通車講習、第五項第一号の表の第二欄に掲げる大型二輪車講習若しくは普通二輪車講習、原付講習、第七項第二号の表の第二欄に掲げる大型旅客車講習、中型旅客車講習若しくは普通旅客車講習（二）又は高齢者講習を終了した者からの申出により、それぞれ別記様式第二十二の十の二の中型車講習終了証明書、別記様式第二十二の十の二の二の大型車講習終了証明書若しくは別記様式第二十二の十の二の三の準中型車講習終了証明書若しくは別記様式第二十二の十の三の大型二輪車講習終了証明書若しくは別記様式第二十二の十の四の普通二輪車講習終了証明書、別記様式第二十二の十の五の大型旅客車講習終了証明書、別記様式第二十二の十の六の応急救護処置講習（一）終了証明書又は別記様式第二十二の十の七の高齢者講習終了証明書を交付するものとする。

（違反者講習通知書）

第三十八条の四の二　［1・2　略］

3　法第百八条の三の二の規定による通知を受けた者で、当該通知を受けた日の翌日から起算した期間が一月となる日（以下この項において「特定日」という。）までに違反者講習を受けないことについて令第三十七条の八第三項に規定するやむを得ない理由のあるものは、特定日後に違反者講習を受けようとするときは、当該やむを得ない理由のあることを証するに足る書類を公安委員会に提出しなければならない。

第三十八条の九　［略］

（認知機能に関する基準）

第三十九条　令第四十三条第一項の表講習手数料の項の内閣府令で定める基準は、第二十九条の三第一項の式により算出した数値が七十六未満であることとする。

（運転シミュレーターの型式認定）

第三十九条の七　［略］

2　前項の認定は、模擬運転装置が第三十三条第五項第一号ホの基準に適合するものであるかどうかを判定することによつて行う。

3　［略］

三　［同上］	三　自動車等の運転について必要な適性に関する調査で運転適性検査器材を用いた検査又は筆記による検査によるものに基づく指導を含むものであること。
［14・15　同上］	二　一以外の場合
	一　教本、自動車等、自動車等の構造見本、運転シミュレーター、運転適性検査器材、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。 二　自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース若しくは道路における自動車等の運転若しくは運転シミュレーターの操作をさせることにより行う検査、運転適性検査器材を用いた検査又は筆記による検査によるものに基づく指導を含むものであること。

16　公安委員会は、第四項第一号の表の第二欄に掲げる大型車講習、中型車講習若しくは普通車講習、第五項第一号の表の第二欄に掲げる大型二輪車講習若しくは普通二輪車講習、原付講習、第七項第二号の表の第二欄に掲げる大型旅客車講習、中型旅客車講習若しくは普通旅客車講習（二）又は高齢者講習を終了した者からの申出により、それぞれ別記様式第二十二の十の二の中型車講習終了証明書、別記様式第二十二の十の二の二の大型車講習終了証明書若しくは別記様式第二十二の十の二の三の準中型車講習終了証明書若しくは別記様式第二十二の十の三の大型二輪車講習終了証明書若しくは別記様式第二十二の十の四の普通二輪車講習終了証明書、別記様式第二十二の十の五の大型旅客車講習終了証明書、別記様式第二十二の十の六の応急救護処置講習（一）終了証明書若しくは別記様式第二十二の十の七の高齢者講習終了証明書を交付するものとする。

（違反者講習通知書）

第三十八条の四の二　［1・2　同上］

3　法第百八条の三の二の規定による通知を受けた者で、当該通知を受けた日の翌日から起算した期間が一月となる日（以下この項において「特定日」という。）までに違反者講習を受けないことについて令第三十七条の八第三項各号に掲げるやむを得ない理由のあるものは、特定日後に違反者講習を受けようとするときは、当該やむを得ない理由のあることを証するに足る書類を公安委員会に提出しなければならない。

第三十九条　［同上］

［条を加える。］

（運転シミュレーターの型式認定）

第三十九条の七　［同上］

2　前項の認定は、模擬運転装置が第三十三条第四項第一号ホの基準に適合するものであるかどうかを判定することによつて行う。

3　［同上］